

目 次

条 例	ページ
15 新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	3
16 新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	7
17 新潟県交通災害共済条例の一部を改正する条例	11
公 告	
決算の公表について	12
（令和 6 年度一般会計）	12
（令和 6 年度職員退職手当支給事業特別会計）	13
（令和 6 年度非常勤職員公務災害補償等事業特別会計）	14
（令和 6 年度消防団員等公務災害補償事業特別会計）	15
（令和 6 年度消防賞じゅつ金等支給事業特別会計）	15
（令和 6 年度交通災害共済事業特別会計）	16
予算の公表について（令和 7 年度補正予算）	18
（令和 7 年度交通災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号））	18
新潟県市町村総合事務組合副管理者の就任について	19
新潟県市町村総合事務組合教育委員会委員の就退任について	20
議会公告	
新潟県市町村総合事務組合議会副議長の就任について	21

次に掲げる条例を別紙の原本のとおり公布する。

令和 7 年 9 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 品 田 宏 夫

- (1) 新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
(新潟県市町村総合事務組合条例第15号)
- (2) 新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
(新潟県市町村総合事務組合条例第16号)
- (3) 新潟県交通災害共済条例の一部を改正する条例
(新潟県市町村総合事務組合条例第17号)

新潟県市町村総合事務組合条例第 15 号

新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成 16 年条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（目的） 第 1 条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 7 条、第 8 条、第 10 条第 1 項及び第 2 項、第 14 条及び第 15 条（これらの規定を同法第 17 条において準用する場合を含む。）、第 17 条、第 18 条第 3 項並びに<u>第 19 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項</u>の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 （部分休業をすることができない職員） 第 20 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) （略） (2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。<u>次条において同じ。</u>） （<u>第 1 号部分休業の承認</u>） 第 21 条 <u>育児休業法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は、30 分を単位として行うものとする。</u> 2 新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時	（目的） 第 1 条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 7 条、第 8 条、第 10 条第 1 項及び第 2 項、第 14 条及び第 15 条（これらの規定を同法第 17 条において準用する場合を含む。）、第 17 条、第 18 条第 3 項並びに<u>第 19 条第 1 項及び第 2 項</u>の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 （部分休業をすることができない職員） 第 20 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) （略） (2) 勤務日の日数<u>及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。） （<u>部分休業の承認</u>） 第 21 条 <u>部分休業（育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第 8 条第 1 項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30 分を単位として行うものとする。</u> 2 新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時

間、休暇等に関する規則（平成16年規則第8号）第16条第1項第8号の規定による特別休暇又は勤務時間条例第16条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第21条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

間、休暇等に関する規則（平成16年規則第8号）第16条第1項第8号の規定による特別休暇又は勤務時間条例第16条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数
(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第21条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第21条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第21条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると管理者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第22条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第15条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第22条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第15条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(部分休業の承認の取消事由) 第23条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u>	(部分休業の承認の取消事由) 第23条 <u>第13条の規定は、部分休業について準用する。</u>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例第21条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

新潟県市町村総合事務組合条例第16号

新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務） 第8条の3 管理者は、次に掲げる子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成16年条例第43号）<u>以下「育児休業条例」という。</u>）第2条の2に規定する者を含む。以下この項及び次項並びに次条第1項から第3項までにおいて同じ。）のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。 (1)・(2) （略） 2 前項の規定は、第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号	（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務） 第8条の3 管理者は、次に掲げる子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成16年条例第43号）第2条の2に規定する者を含む。以下この項及び次項並びに次条第1項から第3項までにおいて同じ。）のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。 (1)・(2) （略） 2 前項の規定は、第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号

の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成16年条例第43号。以下「育児休業条例」という。）第2条の2に規定する者を含む。以下この項及び次項並びに次条第1項から第3項までにおいて同じ。）とあるのは「第16条第1項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）と、「当該子を養育」とあるのは「当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 （略）

（介護休暇）

第16条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第19条の3第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、管理者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 （略）

（規則への委任）

第19条 （略）

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第19条の2 管理者は、育児休業条例第24条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成16年条例第43号）第2条の2に規定する者を含む。以下この項及び次項並びに次条第1項から第3項までにおいて同じ。）とあるのは「第16条第1項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）と、「当該子を養育」とあるのは「当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 （略）

（介護休暇）

第16条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母又は規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、管理者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 （略）

（規則への委任）

第19条 （略）

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 育児休業条例第24条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 管理者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 管理者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第19条の3 管理者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 （略）

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第19条の2 管理者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 （略）

(勤務環境の整備に関する措置) <u>第19条の4</u> (略)	(勤務環境の整備に関する措置) <u>第19条の3</u> (略)
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 管理者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第19条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

新潟県市町村総合事務組合条例第17号

新潟県交通災害共済条例の一部を改正する条例

新潟県交通災害共済条例（平成16年条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（加入申込み） 第6条 共済に加入しようとする者は、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、規則で定める方法により、組合に加入申込みをしなければならない。</u> <u>(1) インターネットによる加入申込み</u> <u>(2) 前号に掲げる加入申込み以外の加入申込み</u> 2 （略） （会費） 第7条 会費は、会員1人1共済期間につき<u>次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額</u>とし、第5条ただし書の場合においても、同額とする。 <u>(1) 前条第1項第1号 400円</u> <u>(2) 前条第1項第2号 500円</u> 2・3 （略）	（加入申込み） 第6条 共済に加入しようとする者は、規則で<u>定めるところにより</u>、組合に加入申込みをしなければならない。 2 （略） （会費） 第7条 会費は、会員1人1共済期間につき<u>500円</u>とし、第5条ただし書の場合においても、同額とする。 2・3 （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和8年2月1日から施行する。

決算の公表について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により、令和7年8月21日、新潟県市町村総合事務組合議会において認定された令和6年度新潟県市町村総合事務組合一般会計歳入歳出決算、令和6年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計歳入歳出決算、令和6年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計歳入歳出決算、令和6年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計歳入歳出決算、令和6年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計歳入歳出決算及び令和6年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の要領を次のとおり公表する。

令和7年9月1日

新潟県市町村総合事務組合管理者 品 田 宏 夫

令和6年度新潟県市町村総合事務組合一般会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 分担金及び負担金		72,790,000	67,298,736	67,298,736			△5,491,264
	1 負担金	72,790,000	67,298,736	67,298,736			△5,491,264
2 交付金		31,458,000	29,866,008	29,866,008			△1,591,992
	1 交付金	31,458,000	29,866,008	29,866,008			△1,591,992
3 使用料及び手数料		204,746,000	205,647,841	205,644,057		3,784	898,057
	1 使用料	204,746,000	205,647,841	205,644,057		3,784	898,057
4 財産収入		2,885,000	2,964,488	2,964,488			79,488
	1 財産運用収入	2,884,000	2,964,488	2,964,488			80,488
	2 財産売却収入	1,000					△1,000
5 繰入金		93,251,000	93,250,000	93,250,000			△1,000
	1 特別会計繰入金	93,250,000	93,250,000	93,250,000			
	2 基金繰入金	1,000					△1,000
6 繰越金		81,236,000	81,237,716	81,237,716			1,716
	1 繰越金	81,236,000	81,237,716	81,237,716			1,716
7 諸収入		1,751,000	3,059,802	2,902,611		157,191	1,151,611
	1 預金利子	1,000	67,813	67,813			66,813
	2 弁償金	1,000					△1,000
	3 雑入	1,749,000	2,991,989	2,834,798		157,191	1,085,798
歳 入 合 計		488,117,000	483,324,591	483,163,616		160,975	△4,953,384

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 議会費		1,693,000	1,201,343	491,657	491,657
	1 議会費	1,693,000	1,201,343	491,657	491,657
2 総務費		364,899,000	307,987,937	56,911,063	56,911,063
	1 総務管理費	364,703,000	307,871,108	56,831,892	56,831,892

	2 監査委員費	196,000	116,829	79,171	79,171
3 事業費		54,453,000	47,708,466	6,744,534	6,744,534
	1 研修等事業費	54,453,000	47,708,466	6,744,534	6,744,534
4 積立金		39,692,000	39,692,000		
	1 基金積立金	39,692,000	39,692,000		
5 予備費		27,380,000		27,380,000	27,380,000
	1 予備費	27,380,000		27,380,000	27,380,000
歳 出 合 計		488,117,000	396,589,746	91,527,254	91,527,254

歳入歳出差引残額 86,573,870 円

令和6年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 分担金及び負担金		5,050,003,000	5,268,659,594	5,268,659,594			218,656,594
	1 負担金	5,050,003,000	5,268,659,594	5,268,659,594			218,656,594
2 財産収入		42,401,000	42,551,466	42,551,466			150,466
	1 財産運用収入	42,400,000	42,551,466	42,551,466			151,466
	2 財産売払収入	1,000					△1,000
3 繰入金		1,000					△1,000
	1 基金繰入金	1,000					△1,000
4 繰越金		237,583,000	237,583,869	237,583,869			869
	1 繰越金	237,583,000	237,583,869	237,583,869			869
5 諸収入		3,845,000	3,506,459	3,506,459			△338,541
	1 延滞金、加算金及び過料	1,000					△1,000
	2 預金利子	3,602,000	3,266,459	3,266,459			△335,541
	3 雑入	242,000	240,000	240,000			△2,000
歳 入 合 計		5,333,833,000	5,552,301,388	5,552,301,388			218,468,388

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 事業費		4,523,474,000	3,858,097,373	665,376,627	665,376,627
	1 退職手当事業費	4,493,057,000	3,827,680,373	665,376,627	665,376,627
	2 繰出金	30,417,000	30,417,000		
2 積立金		707,650,000	707,650,000		
	1 基金積立金	707,650,000	707,650,000		

3 諸支出金		99,709,000	74,892,164	24,816,836	24,816,836
	1 雑支出	99,709,000	74,892,164	24,816,836	24,816,836
4 予備費		3,000,000		3,000,000	3,000,000
	1 予備費	3,000,000		3,000,000	3,000,000
歳 出 合 計		5,333,833,000	4,640,639,537	693,193,463	693,193,463

歳入歳出差引残額 911,661,851円

令和6年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 分担金及び負担金		9,551,000	9,044,201	9,044,201			△506,799
	1 負担金	9,551,000	9,044,201	9,044,201			△506,799
2 財産収入		40,000	63,952	63,952			23,952
	1 財産運用収入	40,000	63,952	63,952			23,952
3 繰入金		23,179,000	23,179,000	23,179,000			
	1 基金繰入金	23,179,000	23,179,000	23,179,000			
4 繰越金		746,000	746,541	746,541			541
	1 繰越金	746,000	746,541	746,541			541
5 諸収入		2,000	177,819	177,819			175,819
	1 預金利子	1,000					△1,000
	2 雑入	1,000	177,819	177,819			176,819
歳 入 合 計		33,518,000	33,211,513	33,211,513			△306,487

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 事業費		32,733,000	15,798,327	16,934,673	16,934,673
	1 非常勤職員公務災害補償等事業費	31,594,000	14,659,327	16,934,673	16,934,673
	2 繰出金	1,139,000	1,139,000		
2 積立金		785,000	785,000		
	1 基金積立金	785,000	785,000		
歳 出 合 計		33,518,000	16,583,327	16,934,673	16,934,673

歳入歳出差引残額 16,628,186円

令和6年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 分担金及び負担金		758,246,000	758,246,126	758,246,126			126
	1 負担金	758,246,000	758,246,126	758,246,126			126
2 交付金		954,112,000	686,182,076	686,182,076			△267,929,924
	1 交付金	954,112,000	686,182,076	686,182,076			△267,929,924
3 財産収入		1,563,000	1,826,743	1,826,743			263,743
	1 財産運用収入	1,562,000	1,826,743	1,826,743			264,743
	2 財産売却収入	1,000					△1,000
4 繰入金		40,922,000	40,922,000	40,922,000			
	1 基金繰入金	40,922,000	40,922,000	40,922,000			
5 繰越金		3,433,000	3,433,932	3,433,932			932
	1 繰越金	3,433,000	3,433,932	3,433,932			932
6 諸収入		132,000	114,165	114,165			△17,835
	1 預金利子	1,000					△1,000
	2 雑入	131,000	114,165	114,165			△16,835
歳 入 合 計		1,758,408,000	1,490,725,042	1,490,725,042			△267,682,958

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 事業費		1,755,812,000	1,484,695,005	271,116,995	271,116,995
	1 消防団員等事業費	1,737,084,000	1,465,967,005	271,116,995	271,116,995
	2 繰出金	18,728,000	18,728,000		
2 積立金		2,595,000	2,595,000		
	1 基金積立金	2,595,000	2,595,000		
3 諸支出金		1,000		1,000	1,000
	1 雑支出	1,000		1,000	1,000
歳 出 合 計		1,758,408,000	1,487,290,005	271,117,995	271,117,995

歳入歳出差引残額 3,435,037 円

令和6年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 分担金及び負担金		775,000	775,280	775,280			280
	1 負担金	775,000	775,280	775,280			280

2 財産収入		1,496,000	1,586,930	1,586,930		90,930
	1 財産運用収入	1,495,000	1,586,930	1,586,930		91,930
	2 財産売却収入	1,000				△1,000
3 繰入金		30,000,000	4,900,000	4,900,000		△25,100,000
	1 基金繰入金	30,000,000	4,900,000	4,900,000		△25,100,000
4 繰越金		366,000	366,092	366,092		92
	1 繰越金	366,000	366,092	366,092		92
5 諸収入		2,000	956	956		△1,044
	1 預金利子	1,000	956	956		△44
	2 雑入	1,000				△1,000
歳 入 合 計		32,639,000	7,629,258	7,629,258		△25,009,742

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1 事業費		30,579,000	5,137,500	25,441,500	25,441,500
	1 消防賞じゅつ金費	30,389,000	4,947,500	25,441,500	25,441,500
	2 繰出金	190,000	190,000		
2 積立金		2,059,000	2,059,000		
	1 基金積立金	2,059,000	2,059,000		
3 諸支出金		1,000		1,000	1,000
	1 雑支出	1,000		1,000	1,000
歳 出 合 計		32,639,000	7,196,500	25,442,500	25,442,500

歳入歳出差引残額 432,758 円

令和 6 年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1 会費収入		384,635,000	384,885,000	384,885,000			250,000
	1 会費収入	384,635,000	384,885,000	384,885,000			250,000
2 財産収入		14,658,000	14,658,626	14,658,626			626
	1 財産運用収入	14,657,000	14,658,626	14,658,626			1,626
	2 財産売却収入	1,000					△1,000
3 繰入金		419,309,000	315,315,000	315,315,000			△103,994,000
	1 基金繰入金	419,309,000	315,315,000	315,315,000			△103,994,000
4 繰越金		57,456,000	57,456,395	57,456,395			395
	1 繰越金	57,456,000	57,456,395	57,456,395			395

5 諸収入		3,000	63,715	63,715			60,715
	1 預金利子	1,000	63,715	63,715			62,715
	2 雑入	2,000					△2,000
歳 入 合 計		876,061,000	772,378,736	772,378,736			△103,682,264

歳 出 (単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1 事業費		478,640,000	421,392,793	57,247,207	57,247,207
	1 交通災害共済事業費	435,864,000	378,616,793	57,247,207	57,247,207
	2 繰出金	42,776,000	42,776,000		
2 積立金		396,920,000	307,000,000	89,920,000	89,920,000
	1 基金積立金	396,920,000	307,000,000	89,920,000	89,920,000
3 諸支出金		1,000		1,000	1,000
	1 雑支出	1,000		1,000	1,000
4 予備費		500,000		500,000	500,000
	1 予備費	500,000		500,000	500,000
歳 出 合 計		876,061,000	728,392,793	147,668,207	147,668,207

歳入歳出差引残額 43,985,943 円

予算の公表について（公告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定により、令和 7 年 8 月 21 日、新潟県市町村総合事務組合議会において議決された令和 7 年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号）の要領を次のとおり公表する。

令和 7 年 9 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 品 田 宏 夫

令和 7 年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号）
令和 7 年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 31,495 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 875,377 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 会費収入		349,093	△12,489	336,604
	1 会費収入	349,093	△12,489	336,604
4 繰越金		1	43,984	43,985
	1 繰越金	1	43,984	43,985
歳 入 合 計		843,882	31,495	875,377

2 歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業費		512,792	940	513,732
	1 交通災害共済事業費	453,548	940	454,488
2 積立金		330,589	30,555	361,144
	1 基金積立金	330,589	30,555	361,144
歳 出 合 計		843,882	31,495	875,377

新潟県市町村総合事務組合副管理者の就任について（公告）

新潟県市町村総合事務組合副管理者の就任があったので、次のとおり公告する。

令和 7 年 9 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 品 田 宏 夫

副管理者

就 任 関 口 芳 史（十日町市長） 令和 7 年 8 月 21 日

新潟県市町村総合事務組合教育委員会委員の就退任について（公告）

新潟県市町村総合事務組合教育委員会委員の就退任があったので、次のとおり公告する。

令和7年9月1日

新潟県市町村総合事務組合管理者 品 田 宏 夫

退 任	松 井 周之輔	令和7年8月31日
就 任	香 遠 正 浩	令和7年9月1日

新潟県市町村総合事務組合議会副議長の就任について（議会公告）

新潟県市町村総合事務組合議会副議長の就任があったので、次のとおり公告する。

令和7年9月1日

新潟県市町村総合事務組合議会議長 田 村 正 幸

組合議会副議長

就 任 池 田 和 幸（長岡市議会議長） 令和7年8月21日